

規制区域の指定について

令和7年4月

規制区域について

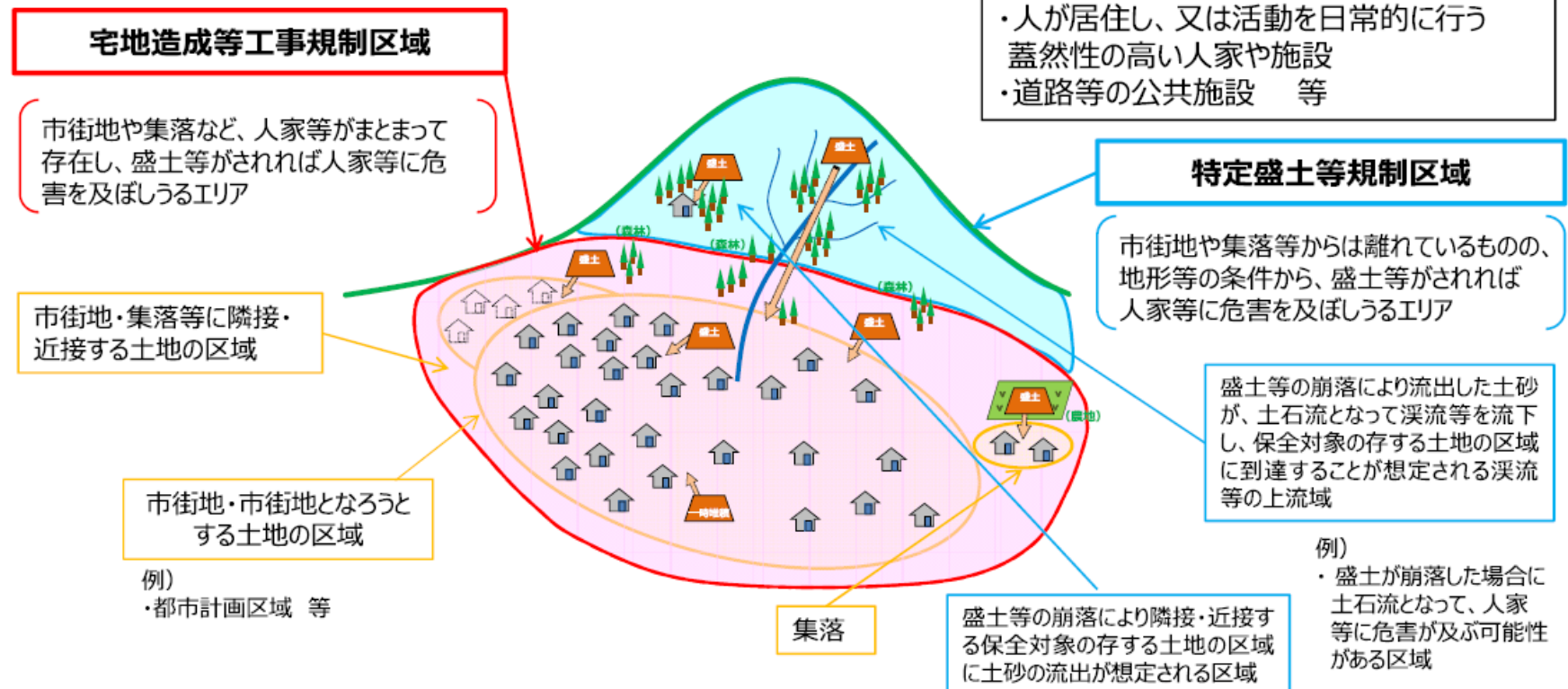
○盛土規制法は、盛土等に伴う災害から人命を守るという目的のための、**盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうるエリアを規制区域として指定**することとしている。

→ 盛岡市内は盛岡市長が、その他市町村の区域は知事が指定

○都道府県等においては、本法の趣旨を踏まえ、盛土等に伴う災害から人命を守るため、**リスクのあるエリアは、できる限り広く、規制区域に指定**することが重要

→ スキマなく県全域を規制区域に指定

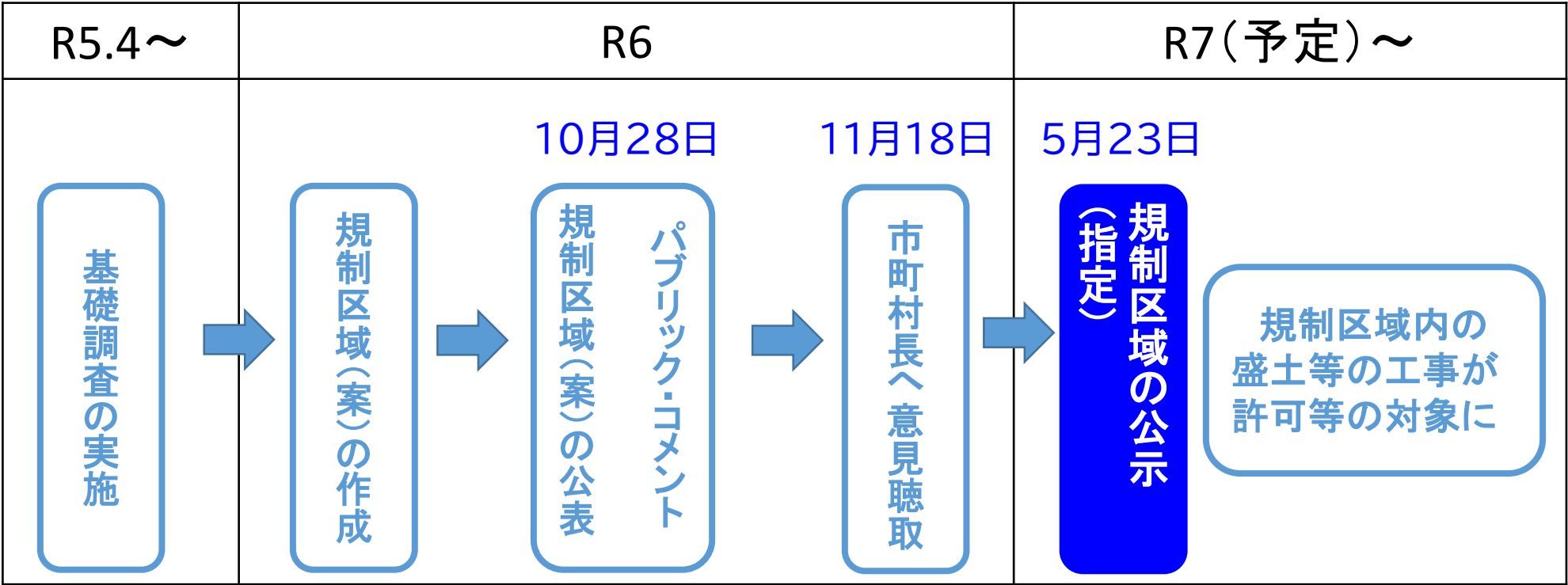
＜宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域のイメージ＞



規制区域の指定について

○規制区域の指定の流れ

- 令和5年 4月～ : 基礎調査の実施(各市町村と調整の上、規制区域(案)を作成)
- 令和6年10月28日 : 規制区域(案)の公表、パブリック・コメントの実施
- 11月18日 : 市町村長への意見聴取
- 令和7年 5月23日 : 規制区域の公示(指定)

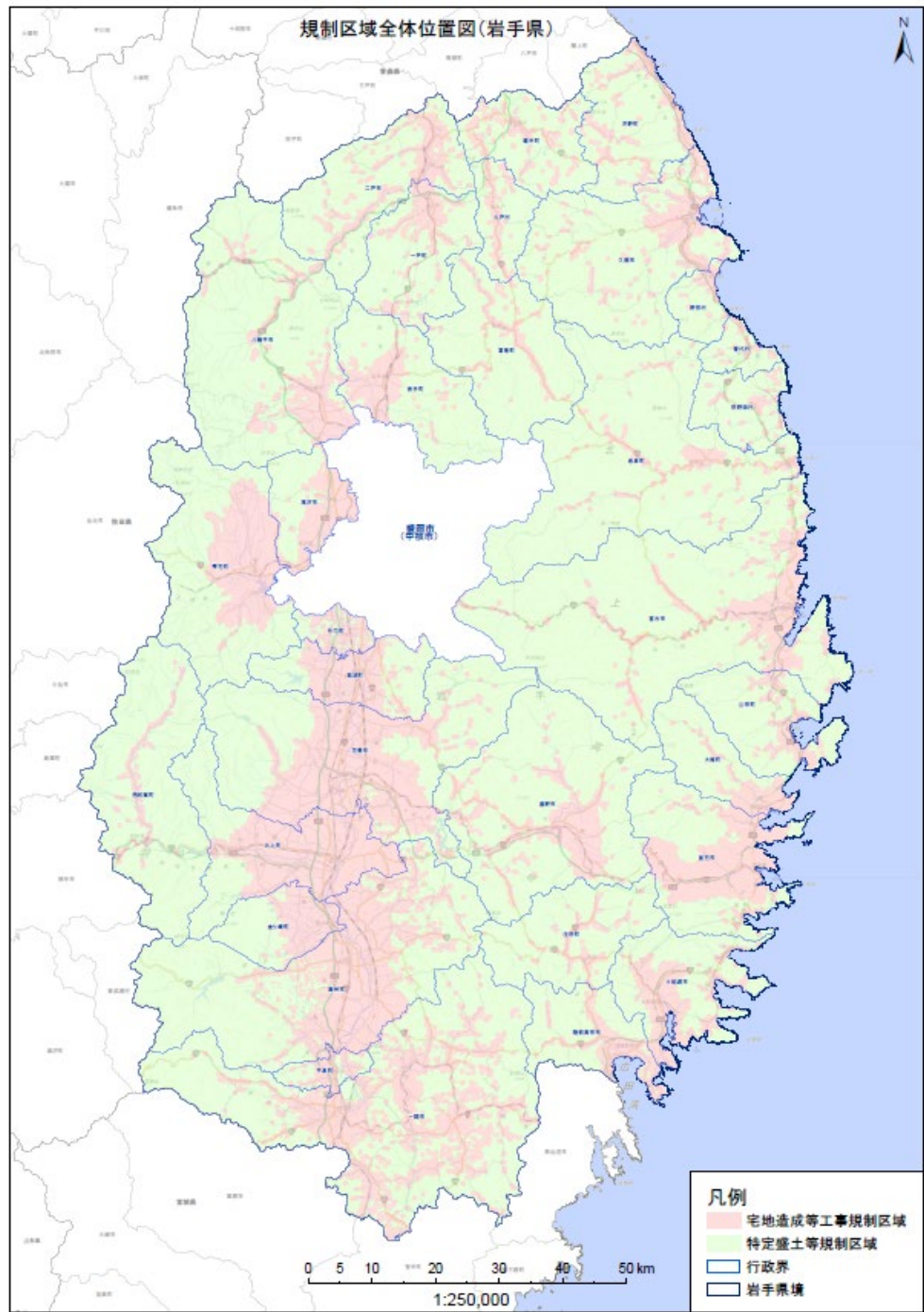


【規制区域の状況】

- : 宅地造成等工事規制区域(約3割)
- : 特定盛土等規制区域(約7割)

【規制区域の確認方法】

岩手県ホームページのトップ画面から、
⇒「県土づくり」
⇒「都市計画・下水道」
⇒「盛土規制」
⇒「盛土規制法に基づく基礎調査結果(規制区域(案))の公表について」
の順にページを開くと、県全域の区域図のほか、各市町村別の区域図を確認できます。

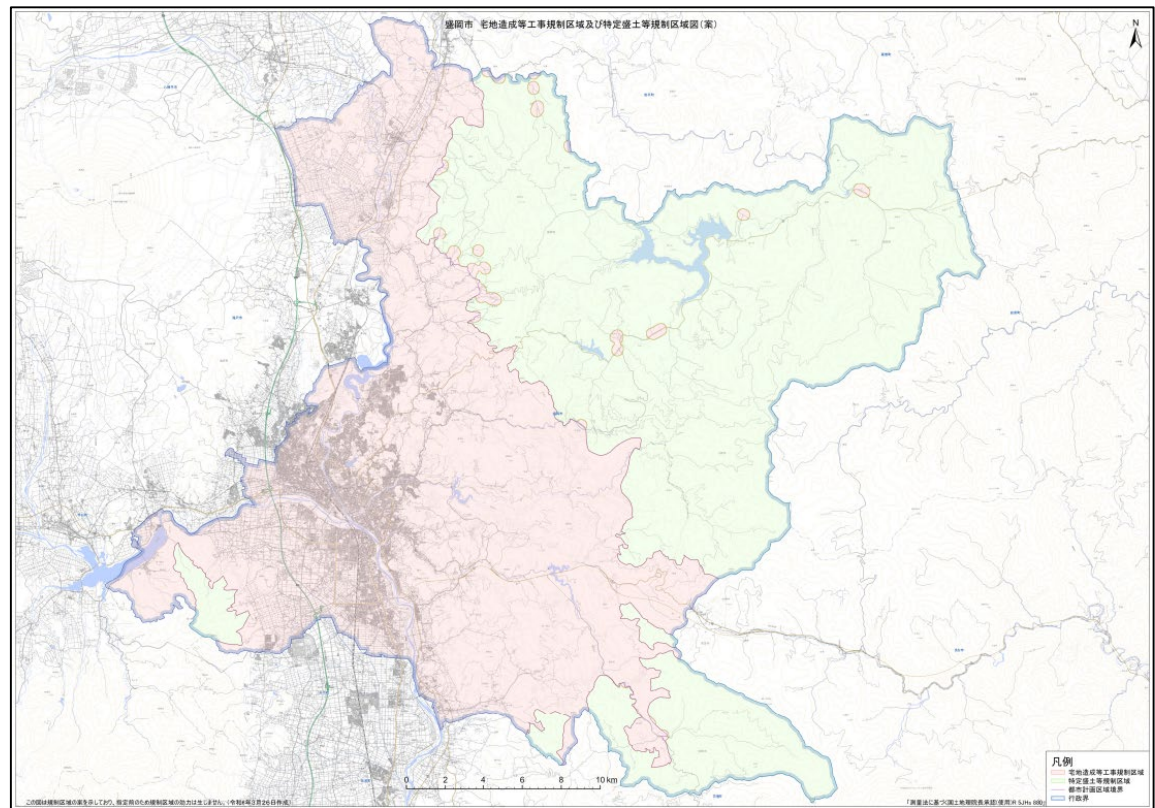


【参考:盛岡市の規制区域】

盛岡市ホームページのトップ画面から、

- ⇒「市政情報」
- ⇒「都市整備」
- ⇒「宅地造成工事規制」
- ⇒「宅地造成及び特定盛土等規制法
(通称:盛土規制法)による規制について」

の順にページを開くと、盛岡市の規制区域を確認できます。



【参考:全国の状況】

全国の規制区域の指定状況等は、
国土交通省の「盛土規制法総合窓口(ポータルサイト)」で確認できます。

